

始
◀



特 249

548

健民主任(母性)
(補導委員)の活動について

名 古 屋 市

大日本婦人會名古屋市支部

特249
548

健民主任(母性補導委員)の活動に就いて (代謄寫)

名古屋市健民局
大日本婦人會名古屋市支部

一、健民主任は町内班に一名宛御願すると共に、母性補導委員(縣委囑)を兼務して頂く事になつて居りますが、必要に應じては副主任を又其の活動を助けるため、隣組内の會員中に健民係を置きます。

二、健民主任(母性補導委員)は町内會に設けられてある、健民係と緊密なる連絡の下に、健民運動中特に母子の保護、保健指導に就いて、會員それぞれの事情に適した指導をする任務を持つのであります。

註 町内會に設けられた健民係の仕事のうち、母子保健の指導と世話は、日婦健民主任(母性補導委員)が之に當るやう市と了解すみであります。

一、妊娠婦の保護

1、妊娠、出産は國家に對する婦人の大切な務であることを、妊娠には勿論、家族、隣組員によくわからせて、妊娠婦の保護と保健を十分にすること。

- 2、妊娠婦手帳の出来たわけ、妊娠届出、出産申告、物資配給申請等の手續方法をまづ健民主任がよく知つておき、それを實際に行はせるやうに導き世話すること。
- 3、まだ妊娠届を出してゐない妊娠初期の婦人は、早く醫師又は助産婦に診て貰ひ、届出をして妊娠婦手帳を貰ふやう教へること。
- 4、妊娠婦手帳に書いてある「妊娠婦の心得」を實行させるやうに努めること。
- 5、毎月一回の定期的の受診をすゝめ、やむを得ない場合は、届出をした時の診察のほか、妊娠五、六ヶ月、八、九ヶ月頃に診察を受けて適當な指導を受けるやうすゝめ、其の時は必ず妊娠婦手帳を持つて行くやうに教へること。
- 6、貧困等の爲に診察が受けられない妊娠婦に對しては、町内會長さんの處に市より無料指導券が配布してありますから、連絡の上利用する様世話すること。
- 7、疾病のある妊娠に對しては早く醫師に診て貰ふ様勧奨ると共に生活に餘裕なき爲、治療の出來ない場合は區役所健民保護係に「妊娠中毒症證明書」が市より配布してありますから、之を貰ひ醫師の證明(無料)を受け、市健民局保健課に送付すれば、無料治療券が渡されますから、必ず治療を受ける様指導すること。
- 8、早・死・流産の經驗のある妊娠に對しては、市の衛生試驗所、保健所に於て必ず一度血液検査を受ける様勧奨して検査の結果陽性なる者に對しては、治療を受くる様指導し生活に餘裕なき爲、治療困難なる場合は無料治療券を利用する様世話すること。
- 9、妊娠八ヶ月頃の妊娠に對しては「名古屋ビタミン剤」の服用を勧め、妊娠婦手帳に母性補導委員の證明を受け、領分を受ける様世話すること。
- 10、出産したならば遅滞なく出産申告書(妊娠婦手帳に添付)に所要事項を記入したる手帳を區役所に提示し申告と共に出産日及手帳有効期間の明示を受けしめ、又死産、流産をした場合にも必ず出産申告書(妊娠婦手帳に添付)に依り、死流産の申告をする様徹底せしめること。
- 11、妊娠婦が居住地を移動した場合、妊娠でなかつた場合、妊娠婦が死亡した場合には必ず異動届を提出する様徹底せしめること。
- 12、妊娠婦が縣外に轉出する場合又は、縣内に轉入した場合には必ず手帳を區役所に提示し「縣外轉出届出済」又は「手帳提示済」の證印を受ける様徹底せしめること。
- 13、擔當區域内の妊娠並乳幼兒に就き常に注意し、其の健康狀態、家庭狀況等を諒解する爲に巡回訪問をなすこと。
- 14、妊娠が種々の公共的活動(例へば防空訓練、勤労奉仕等)に參加するときは、なるべく無理家庭訪問に際し知り得たる事項は、故なく他に漏洩さざること。

をさせぬやう注意すること。殊に妊娠初期は流産し易いから。妊娠手帳を貰つてゐるものは勿論、妊娠のほど確かになつたものに對しても同様に保護すること。

註 例へば梯子のぼり、重い物を持つこと、走ること、永い時間立つてゐること、立ち仕事をすること等はいづれも流産を招き易い。家庭内の軽い仕事、または日常慣れてゐる仕事は、疲れを感じない程度ならよい。

15、出産の時いろいろの世話をすること。

註 家事手傳については女子青年團と連絡すること。

16、妊娠婦は十分の栄養を取ることが大切であることを教へ、食物が偏つたり、量を少くしたりせぬやう指導すること。又食糧品の配給等については、出来るだけ便宜を與へるやう努めること。

17、關係官公署、醫師會、母性保護會、產婆會、保健所等と連絡して、妊娠婦の保健に關する座談會等をひらき、正しい知識を持たせるやう努めること。(附記参照)

二、乳幼兒の保護

1、擔當區域内の乳幼兒に就ては常に留意し、母性補導委員手簿に異動を加削し、各種乳幼兒に關する調査の資料たらしめると共に、乳幼兒の体力検査のある時は洩れなく受檢し、体

力手帳の交付を受くる様徹底せしめ、擔當區域内の乳幼兒の体力検査には進んで手傳ひ、病氣のある兒や栄養の悪い兒には時々巡回訪問し、体力検査後の世話を充分にすること。
2、体力手帳の利用をすゝめ、保健所、乳幼兒健康相談所、巡回指導婦、保健婦、又は區役所と連絡をとり、各自の育児指導の便をはかり、必要があれば、方面委員、その他の厚生施設と連絡をとること。

3、乳兒にとつては母乳が第一であることを教へ、つとめて母乳で育てるやうに指導し、母乳がないか又は不足してゐる乳兒には貰ひ乳の世話をすること。

4、人工及び混合栄養兒には特に注意し、牛乳、乳製品、砂糖、穀粉等の育児用必需品の買ひ入れについて世話をすること、また離乳期の乳兒には適切な栄養指導すること。

5、育児について手不足の家庭には、隣組から手をかすやうにすゝめること。

6、被服の不足に困る家庭には、隣組でだし合ふやうにすゝめること。

7、幼兒については日常の「躾」に注意し、充分な栄養を與へ、危険のない所で遊ばせ、心身共に健全に育つやう指導すること。

8、託児所等の世話については、勤労報國隊と連絡すること。

9、哺乳用乳首は保健所、同出張所に於て頒布せらるゝに付、人工、混合栄養兒たる證明を妊

産婦手帳に記入し(母性補導委員名を以て證明すること)最寄の領布場所を指示し交付を受くる様徹底せしめること。

三、結核の豫防

母子の保護のほか一般健民運動のうち結核の豫防は特に大切であるから、健民部の指示に従つて協力すること。

四、性病豫防

性病は國家、家庭に恐しい害毒を及ぼすものであるから、特に青年に對して民族優生の純潔思想をふきこむこと。

註 これについては特に青少年團と連絡すること。

五、空襲下の姪産婦と乳幼兒の保護指導

イ、姪産婦

1、空襲に對する準備の爲常に出産及新產兒哺育に必要なもの(タラヒ又はバケツ、洗面器、手拭二本、油紙、脱脂綿、ガーゼ、湯わかし、マツチ、薪炭若干、新產兒衣類及おむつ、空びん二本、石鹼、ローソク又は懷中電燈、砂糖少々)をとりまとめておくと同時に、燈火管制下でも自宅でお産が出來るやうに準備しておくことを指導すること。

- 2、空襲時には、病院、產院でお産をするつもりの者も、自宅でお産をするつもりの者も、豫定通りに行くと限らないから、どちらになつてもよいやうに準備しておくことを教へること。
- 3、遠方にある醫師、助産婦にお産を頼んである姪婦は、近所の醫師、助産婦にも頼めるやうにしておくと同時に、眞暗な時でも、姪婦や家人がその家に行けるやうにさせておくこと。
- 4、空襲時には、電氣、ガス、水道がとまり、電話が通じなくなるおそれがあることを知らせておくこと。
- 5、空襲時の姪産婦保護には各聯區の救護施設を利用する様豫め教へておくこと。
- 6、出産の迫つてゐる姪婦は警戒警報が發令されたら、タラヒ、バケツ、空疋に清水を満たし、出産に必要なものを取りまとめておくやう指導すること。

ロ、乳幼兒

1、乳幼兒のある家庭では、つねに其の保護に當るものときめておくこと。

註 乳幼兒は家庭の待避所に待避させるのが建前である。幼兒にはこの場合必ずしも、一人々に保護者をつける必要はないが、乳兒に適當な保護者がない場合は母と共に避

難させる。隣組等で防空活動の出来ないものを一まとめにして、避難させるやうな設備や、話合のついてゐるところでは、その保護擔當者をきめてそこへ避難させること。

2、平素から左の物を持出せるやうに準備しておくやう指導すること。

衣類（特別の防空服を必要としないが、なるべく着更への簡単なものがよく、弾片や瓦のかけらによつて傷を受けない様によく身体を包み、連出し易いやうにしておくこと。衣類には姓名をつけた名札を付けておくこと）頭布、座布團、毛布、背負ひ紐、綿天、おむつ（二組以上）、手拭、ちり紙、水筒（又は壠）、哺乳壠、乳首、乳製品、非常用菓子、繩帶、ガーゼ、三角布、脱脂綿、消毒薬（マーキローム等）

3、警戒警報發令の時は、右の準備を整へすぐに待避出来るやうに指導しておき、人工栄養

児は少くとも一回分の調乳をして、哺乳壠に入れておくやう教へること。

4、空襲警報發令の時には、乳児は毛布等でよく被ひ、早く落付いて待避所に待避させること、その際乳幼児に恐怖心を起させない様に注意すること。

5、緊急避難に際しては、警防團等の指圖に従ひ、早く行動を取るやう指導しておくこと。

6、食糧の特別配給のある場合には、食糧防護團、警防團等と十分の連絡をとること。

7、外傷又は發病した時は、速やかに救護所に運び、醫師の治療を受けさせること。

六、異動手續に關する件

健民主任に兼務して頂く母性補導委員は、縣より委嘱せらるゝ關係上、異動を生じたる場合には、必ず届出をして頂くことになつて居りますから、左記様式に依り婦人會聯區班長を通して異動届を提出して下さい。

記

健 民 主 任 異 動 届

擔當町内會名		區		聯區		町内會	
異動年月日	異動種別	住	所	氏	名	生年月日	

右之通異動候條此段及御屆候也

年 月 日

町内班長

氏

名印

大日本婦人會名古屋市支部長殿

妊産婦の心得

- 一一、丈夫な子は丈夫な母から生れます。妊娠中の養生に心がけて立派な子を産みお國に盡しませう。
- 一二、日光によく當り、ほど良い運動をし、よく眠り、体も心も清らかに保ち、はげしい仕事は避けて下さい。大掃除や引越し等の場合にも氣をつけることが必要です。
- 三、野菜や魚や肉等をほどよくとり合せて食べることが大切です、成るべく滋養の多いものを食べ、こなれの悪いものや、芥子、わさびの様な刺戟の強いものは避けて下さい。
- 四、丈夫だと思つてゐても障害の起つてゐることがありますから、毎月一回位は醫師か助産婦の診察を受けませう。少くとも届出の時の診察の外に五ヶ月か六ヶ月の頃と、八ヶ月か九ヶ月頃と二回は診察を受けて下さい。小便や血壓、血液の検査を受け、障害があつたら早く治療することが大切です。
- 五、つわりが強かつたり、熱が出たり、血おりがしたり、腰や腹が痛んだり、むくみ、しびれ、其の他異状がある時は、早く醫師の診察を受けることが必要です。
- 六、脚氣、腎臓、心臓、結核、肋膜、腹膜、黴毒等をわづらつた事のある人又は流早死産をした事の

ある人は、特に氣をつけて醫師の診察を受けて下さい。黴毒のある方でも、妊娠の初頃から充分治療すれば、健康兒を産むことが出来ます。

- 七、むくみがある時、小便に蛋白の出る時は、特に注意して軽い中に治療することが必要です。又胎兒の位置、骨盤等に異常があつたり、其の他体に病氣のある時は醫師の指圖に従つて下さい。
- 八、臨月に近くなつたら、特に体を清潔にし、無理な仕事を避け、陣痛が起つたら、すぐ醫師、助産婦の手當を受けて下さい。
- 九、お産後は体を静かにして、徒らに迷信にとらはれず、滋養が多く、こなれ易いものを充分食べる事が必要です。
- 十、お産後熱が出たり、おりものが多かつたり、腹が痛んだりする時は早く醫師の手當を受けて下さい。別に異常のない場合は五六日位で床に座り、十日位で室内を静かに歩き、二十日位で床上げし、おりものがなくなれば入浴します。普通の生活に戻るのは四十日位です。出産後二ヶ月間位は腹帶をするのがよろしい。

448
88

健民主任(母
補導委員性)の活動について

昭和十九年七月十二日印刷
昭和十九年七月十五日發行

發行所	大日本婦人會名古屋市支部	印刷人	木村重正	發行人兼	森圓三郎
名古屋市役所内	名古屋市東區布池町三二	株式會社	兒童新聞社	名古屋市中村區中鶴町一ノ五	(愛知22)名古屋市東區布池町三二

終

